

請負代金請求事件

広島地方裁判所令和3年（ワ）第1380号

令和5年5月30日民事第2部判決

口頭弁論終結日 令和5年3月31日

判 決

原告 株式会社中本本店

同代表者代表取締役 A

同訴訟代理人弁護士 真田文人 真田聖也

被告 B

同訴訟代理人弁護士 水谷耕平

主 文

- 1 被告は、原告に対し、72万9395円及びこれに対する令和3年7月7日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決の第1項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

1 印刷業等を営む原告は、告示日を令和2年8月2日、投票日を同月9日とする安芸高田市長選挙（以下「本件選挙」という。）に立候補した被告から、ポスター及びビラの製作を請け負い、その仕事を完成させて納品等を行った。

本件は、原告が、上記の請負契約（以下「本件請負契約」という。）に係る報酬が一部しか支払われていないとして、被告に対し、請負契約に基づく報酬請求として、残代金及びこれに対する訴状送達の日翌日以降の遅延損害金の支払を求める事案である。

2 本件の争点は、〔1〕報酬額に関する合意の有無及び内容（争点1）並びに〔2〕「相当な報酬」の額（争点2）である。

（1）上記〔1〕について、原告と被告との間で報酬額に関する明確な合意がなかったことは当事者間に争いが無いところ、被告は、選挙用のビラ及びポスターは全て公費で賄われると

いう共通認識が双方にあったから、原告と被告との間では、本件選挙において公費負担となる選挙運動費用の上限（ポスターにつき22万7994円、ビラにつき12万0160円。以下「本件公費負担額」という。）をもって報酬額とする合意があったと主張している。これに対し、原告は、原告と被告との間では「相当な報酬」を支払う旨の黙示の合意があり、仮にこの合意がなかったとしても、商人である原告は被告に「相当な報酬」（商法512条）を請求することができる旨主張している。

(2) 上記〔2〕について、原告は、原告が被告に提示した見積書（甲1）の金額（消費税を含めて102万0800円）に新聞折込費用5万6749円を加えた額が「相当な報酬」の額であると主張している。これに対し、被告は、上記新聞折込費用を支払うべきことは争わない一方、本件公費負担額が「相当な報酬」の額であると主張し、また、上記見積書の金額の相当性を争っている。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（報酬額に関する合意の有無及び内容）について

(1) 以下の事実は、当事者間に争いがなく、又は、証拠（甲11、乙18、証人C、被告本人のほか、末尾に付記したもの）及び弁論の全趣旨により認めることができる。

ア 請負契約の締結、仕事の完成等

(ア) 被告は、令和2年7月上旬、本件選挙（告示日同年8月2日、投票日同月9日）への立候補を決断し、同年7月20日までに、印刷業等を営む原告に勤務する自らの妹を通じて、原告に対し、本件選挙のポスター等の印刷を依頼する旨の打診をした。

(イ) 被告は、令和2年7月22日、本件選挙への出馬を表明する会見を行った後に、原告の営業部次長であるCと電話で打合せを行った上、原告との間で、本件選挙に係る〔1〕政治活動用ビラ（以下「告示前ビラ」という。）、〔2〕掲示用ポスター（以下、単に「ポスター」という。）及び〔3〕選挙運動用ビラ（以下「法定ビラ」という。）の製作に関する請負契約（本件請負契約）を締結した。この時点で、法定ビラを新聞に折り込むことは確定していたが、ポスター及びビラの仕様（サイズ、カラー印刷か否か、紙質等）、枚数、納品形態、納品場所等は決定しておらず、また、原告と被告との間で、報酬額に関するやりとりもなかった。

(ウ) 原告及び被告は、令和2年7月23日以降、ポスター及びビラのデザインや製作枚数、スケジュール等の本件請負契約の具体的な内容に関する打合せを行い、以下の内容が確定した（原告が行うこととなったこれらの業務を以下「本件各業務」という。）。

a ポスターを260枚製作する。

b 法定ビラを2種類製作する。他方、告示前ビラの製作は取りやめ、それまでのデザイン料等の費用は原告が被告に請求する。

c 法定ビラは、1回目及び2回目とも各8000枚を印刷し、各回7370枚を中国新聞及び読売新聞に折り込む。

d ポスター及び1回目の法定ビラは、小型チャーター便を手配して、同月30日中に被告の選挙事務所へ納品する。

e 2回目の法定ビラは、同月31日に宅配便で被告の選挙事務所へ発送する。法定ビラは、同事務所において証紙貼りをした上で、被告側が同年8月3日に原告に持

参し、原告が検品及び仕分けをした上で中国新聞折込センターへ搬入する。

(エ) 原告は、令和2年8月3日までに本件各業務を全て行った。

イ 報酬額に関するやりとり

(ア) 被告とCとの間で、令和2年7月30日から同月31日にかけて、以下の内容のメールのやりとりがされた(甲4、乙7)。

〔1〕被告→C

「いまさらですが、今回の発注でお支払いの総額はどれくらいになるものなのでしょうか。選挙運動の費用に制限があるため、念のためお伺いする次第です。」(以下「本件メール〔1〕」という。)

〔2〕C→被告

「ビラ・ポスターは弊社から安芸高田市へ請求書を指定の用紙で提出し、安芸高田市から入金されるものだと思います。したがって、Bさまへは負担が無いかと思いますが、説明会資料にそういった説明書きや提出書類はございませんでしたでしょうか?」(以下「本件メール〔2〕」という。)

〔3〕被告→C

「はい、ポスターとビラの費用は公費負担です。ただ、選挙運動に関連して無尽蔵に支出できる訳ではなく、総額に制限が設けられているとの認識です(今回の場合は500万円程度)。残りどの程度の支出が可能なかを把握しておきたくお伺いしました。正確なルールは改めて確認しておきます。」(以下「本件メール〔3〕」という。)

〔4〕C→被告

「全体支出に関してのルールまでの知識は無いのですが、印刷物については、決められた計算式の元でのご請求になるのではないのでしょうか? ルールのご確認を頂けたら、お教えてください。」(以下「本件メール〔4〕」という。)

(イ) 原告は、令和2年8月3日に本件各業務を全て終えた上、同日中に、被告に対し、その報酬額を102万0800円(ポスターにつき39万8000円、法定ビラにつき1回目、2回目とも各26万5000円、消費税9万2800円)とする見積書(以下「本件見積書」という。)をメールに添付して送付した。

被告は、同日、Cに対し、「選管の説明によると、ビラは120、160円、ポスターは227、994円が公費負担の限度額となっています。頂いた見積書は数倍の金額が提示してあるのですが、相場と比較して妥当なものなのでしょうか? Cさんの書き振りからして、一般的に自己負担が発生せず、それを前提に受注して下さっているとの認識でいました。」と記載したメール(以下「本件メール〔5〕」という。)を送った(甲1、4、乙7、8)。

ウ 報酬の一部支払

本件選挙において公費負担となる選挙運動費用の上限(本件公費負担額)は、ポスターにつき22万7994円、法定ビラにつき12万0160円であったところ、原告は、令和3年4月6日、安芸高田市から、本件請負契約に係る代金として、本件公費負担額の合計34万8154円の支払を受けた(甲12、乙10、11)。

(2)

ア 被告は、原告と被告の双方に、ポスター及び法定ビラの費用は全て公費で賄われるとい

う共通認識があったと主張し、その根拠として、Cが被告に対してポスター及び法定ビラの費用は公費負担のため被告には負担がないはずであるとする本件メール〔2〕を送っていることを指摘する。

しかし、証人Cによれば、Cはこれまで選挙用のポスターの製作を2件担当したことがあり、その費用が全て公費で賄われたという記憶はあったものの、選挙に係る公費負担制度についての知識は乏しかったというのであり、本件メール〔2〕や本件メール〔4〕の文面からも、Cは、本件メール〔5〕において被告から本件公費負担額が示されるまで、本件選挙において公費で賄われる上限の有無やその具体的な額等を知らなかったことが認められる。そして、営利企業である原告が、従業員の兄である被告からの依頼であるとはいえ、赤字になることをいとわず業務を請け負う理由は乏しいから、少なくとも原告が、本件公費負担額を具体的に把握していない中で、これを報酬額の上限として業務を請け負う意思を有していたとは考え難い。

したがって、原告と被告との間で本件公費負担額をもって報酬額とする旨の合意があったと認めることはできない。

イ 他方、原告は、原告と被告との間では「相当な報酬」を支払う旨の黙示の合意があったと主張する。

原告と被告との間では、令和2年7月23日以降、ポスターやビラのデザイン、数量、納期等に関する具体的な打合せが進められる一方で、同月30日以降にメールのやりとりがされるまで報酬額に関する特段の協議は行われていなかったこと、原告が営利企業であり被告も当然にそのことを認識していたと考えられることに照らせば、原告及び被告は、原告が行う本件各業務の内容（製作されるポスター等の品質、数量、納期、これに要する業務量等）に見合う額（製造原価のほか、原告の営業利益も含む。）をもって、本件請負契約に係る報酬額とするという共通認識を有していたと認めるのが相当であり、原告と被告の間では、上記の意味での「相当な報酬」を支払う旨の黙示の合意が成立していたというべきである。

なお、証拠（甲12、乙10、11、被告本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、本件請負契約を締結した当時から、本件公費負担額のおおよその金額やこれを超える費用は自己負担となることを知っていたことが認められ、本件メール〔1〕や本件メール〔3〕の文面からも、被告は、上記「相当な報酬」の額が本件公費負担額の範囲内に収まり、又は、これを超えるとしても自己負担額が多額に上ることはないと考えていたことがうかがわれるが、被告が「相当な報酬」の具体的な額又は水準をどのように想定していたかは、「相当な報酬」を支払う旨の上記合意の成否に影響を及ぼすものではない。

(3) 以上によれば、被告は、本件請負契約に基づき、原告に対し、原告が行う本件各業務の内容（製作されるポスター等の品質、数量、納期、これに要する業務量等）に見合う「相当な報酬」（製造原価のほか、原告の営業利益も含む。）を支払う義務を負う。

2 争点2（「相当な報酬」の額）について

(1) 被告は、本件公費負担額は選挙用のポスターやビラの製作代金の相場価格であり、これが本件請負契約における「相当な報酬」の額である旨主張する。

しかし、ポスターやビラの製作に係る報酬額は、そのサイズや品質（用紙や印刷の質、デザイン等）、カラー印刷か否か、片面か両面かなどの製作物の内容のほか、どの業者にど

の程度の納期で製作を依頼するかなどの事情によっても左右されるものであるということができ、本件請負契約における「相当な報酬」の額は、これに基づいて製作されたポスター等の製造原価、原告の業務量等、本件請負契約に係る固有の事情を基に算出されるべきものである。そもそも本件公費負担額は、「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例」に基づいて本件選挙の各候補者につき一律に定められたものであり（甲12、乙10、11、調査嘱託の結果）、候補者が各々製作するポスターやビラの相場価格がその品質等にかかわらず常に本件公費負担額と一致又は近似するものではないことは明らかである。

よって、被告の上記主張は採用できない。なお、被告は、調査嘱託の結果に基づき、令和2年4月12日に執行された広島県議会議員安芸高田市選挙区補欠選挙及び同年11月15日に執行された安芸高田市議会議員選挙の各候補者の多くについて、そのポスターや法定ビラの製作費用が公費負担の上限額を超えていないことを指摘するが、これは、これらの候補者が、ポスター等の製作費用につき自己負担が生ずることを避けるため、公費負担の上限額を超えない内容でその製作を業者に依頼した結果であるとも考えられ、被告の上記主張の裏付けとなるものとはいえない。

- (2) 他方、原告は、本件見積書に記載された額（ポスターにつき39万8000円、法定ビラにつき1回目、2回目とも各26万5000円であり、その明細は甲6～8のとおり。以下「本件見積額」という。）に新聞折込費用を加えた額が、本件請負契約における「相当な報酬」の額であると主張する。

ア 本件見積額は、原告が、令和2年8月3日に本件各業務を全て終えた後に被告に提示したものであるところ、この時点で原告と被告との間にトラブルが生じていた様子はいかがわくなく、原告があえて単価、数量等を水増しして相場よりも高い額の報酬を被告に請求しようとしたとは考え難い。

また、一般に、選挙に係るポスターや法定ビラは、限られた選挙運動期間の中で当該候補者の属性や政策等を有権者に効果的に訴求するものであることが求められる上、所定の規格に従ったものでなければならぬことなどから、その製作にかかるコストは一般的な商業用のポスターやビラと比較して高くなることが多いと考えられるところ、証拠（甲9、10、証人C）及び弁論の全趣旨によれば、一般財団法人建設物価調査会が令和4年2月に発行した「物価資料」を参照して本件請負契約における製作物や業務の内容等に近い条件で商業用の宣伝物や印刷物の価格を積算すると、本件見積額とさほどかい離しない額になることが認められる。

これらの事情に照らせば、本件見積額は、原告が行った本件各業務に対する報酬の額として、総じて相当性を有しているというべきである。

- イ (ア) 被告は、本件見積額のうち「企画」の費用（ポスターにつき13万円、法定ビラ（1回目及び2回目）につき各11万円）に関して、本件ではポスターを掲示場に掲示することや法定ビラを新聞折込とすることは当初から決まっていたから宣伝物の選択作業は不要であり、また、被告が提供した原稿に対して原告が行った変更等の作業はわずかであるなどとして、上記の額は高額に過ぎる旨主張する。

しかし、選挙に係るポスターや法定ビラは、その掲示や配布の方法に関する選択の余地は乏しい一方、前記アで説示したとおり、限られた選挙運動期間の中で当該候補者の属性

や政策等を有権者に効果的に訴求するものであることが求められることから、このような目的を達するためにどのような情報（候補者の氏名、顔写真、属性、政策、キャッチコピー等）を盛り込み、これらをどのように配置するかといった面での企画立案が特に重要になり、そこには様々な創意工夫の余地があるといえることができる。

そして、証拠（甲3の1、3、4、甲11、証人C）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、納期が短かったことから、ポスター等のデザインについて、選挙関連のポスター制作の経験があるデザイナーであるDに担当させることとし、実際のデザインに当たっては、被告から提供された原案に対し、氏名、顔写真及び年齢を大きく表記する、氏名の読み仮名を入れる、政策方針とプロフィールを分ける、被告のテーマカラーが緑であることから葉っぱをモチーフとしたデザインをあしらう、キャッチコピーを変更する、視認性を高めるために縦書きと横書きを混在させたり文字の色や大きさ、行間の幅を変更したりするなどの種々の修正が加えられたことが認められ、原告の行った作業量がわずかであったとか、その内容が軽易なものであったなどということとはできない。

以上によれば、被告の上記主張は採用できず、前記アで説示したところにも照らせば、本件見積額における「企画」の費用の額には相当性が認められるというべきである。

(イ) また、被告は、本件見積額のうち「休日・時間外対応費用」（9万4519円）について、これを被告に負担させる根拠はない旨主張するが、証拠（甲11、乙1、2、証人C）及び弁論の全趣旨によれば、C及びDは、納期が短い上、被告からの入稿や指示が遅れるなどしたために、祝日又は土日であった令和2年7月23日から26日までの4日間、休日出勤をして、被告からの連絡を受けるため待機したり、被告の指示に基づいて作業を行ったりしたほか、上記の休日のうちに完了しなかった作業については平日に持ち越すこととなって、同月27日及び28日には残業を余儀なくされたことが認められ、納期に余裕がありあるいは適時に入稿や指示が行われていれば生じなかったC及びDの休日労働や時間外労働に係る割増賃金等の費用について、これを本件請負契約に係る報酬額に計上することには相当性が認められるというべきである。

(ウ) その他、被告は、本件見積額の明細（甲6～8）における各項目の相当性に関して種々の主張をしているが、いずれも、前記アのとおり総じて相当性を有するものといえる本件見積額について、原告が行った本件各業務の内容等に見合うものではないとの疑いを生じさせるに足りるものとはいえない。

ウ 以上によれば、本件請負契約における「相当な報酬」の額は、原告の主張するとおり、本件見積額102万0800円に新聞折込費用5万6749円を加えた107万7549円とするのが相当であり、被告は、この金額から既払の34万8154円（本件公費負担額）を差し引いた72万9395円について、原告に対する支払義務を負う。

3 結論

よって、原告の請求は理由があるから、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判官 財賀理行